

# 東京都食品安全推進計画 基本施策の実績及び次期計画に向けた考え方(案)

## 資料 3

### 施策の柱1「国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進」に基づく基本施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
1	東京都工コ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに農薬の残留検査も行い、都民に広く情報提供する。	平成25年度	①環境に配慮した栽培技術の普及 ○農業改良普及センターによる認証者・認証希望者向け講習会の開催 ○認証委員会の開催 ○環境保全型農業に取り組む農業者の技術支援 ・認証生産者(新規42件、更新88件) ・生産者総数(500件) ②認証対象農産物の増加に向けた検討 ○農業者の認証対象農産物に対する意向調査に基づく認証対象農産物の検討 ○増加品目の慣行栽培調査の実施 ・認証対象農産物(計68品目)	引き続き、化学合成農薬等を削減し、生産された農産物を認証制度を普及する。
<b>(新規)</b>					東京2020組織委員会の調達基準を満たし、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するとともに東京農業の特徴を反映した「東京都GAP」認証の取得を普及する。
2	国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局)	・飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 ・本制度のより一層の普及に向け、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価し継続的な取組を推進する新たな仕組みの活用を図る。 ・食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮し、重点的に認証取得を進める分野を設定することにより、計画的に認証の取得を推進する。	平成15年度	①認証取得の促進 ○本部認証及び特別認証を含め制度を普及・周知 ・認証取得施設数 (平成26年度:538施設→令和元年度:1,151施設) ・対象業種:全ての営業許可業種及び届出給食施設 ・本部認証(チェーン店ごと一括で認証):28社749施設 ・特別認証(国際規格等取得施設は特別な審査なしで認証):75施設 ②自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及 ・活用施設(延べ325施設)	「HACCPに沿った衛生管理」の制度化に伴い、事業者自身による自主的な衛生管理を推進してきた本制度の役割は終了したと判断し、制度を終了する予定である。 今後は、HACCPに沿った衛生管理を推進する別事業に組み替える。
3	国際基準であるHACCP導入支援 (福祉保健局)	・HACCP(ハサップ)システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 ・承認施設に対し、HACCPシステムが適切・確実に実施されるよう外部検証を実施する。 ・「HACCP導入型基準」について、事業者への周知や技術的支援を行う。	平成10年	①総合衛生管理製造過程承認施設等への技術的支援 ○HACCP指導班による専門監視 ・総合衛生管理製造過程承認施設数(4施設(承認品目数:12品目)) 【令和元年度実績】 ○食品衛生監視員向け講習会の実施(隔年開催) ・平成27年度:38名、平成29年度:35名、令和元年度:35名 ②HACCP導入型基準の周知・技術的支援 ・ホームページや講習会などを通じて、HACCP導入型基準を周知 ・改正食品衛生法公布後は、講習会や監視指導の際に「HACCPに沿った衛生管理の制度化」について周知・普及	食品衛生法改正により、「HACCPに沿った衛生管理」が制度化され、総合衛生管理製造過程認証制度が廃止され、事業者が遵守すべき衛生管理の基準も厚生労働省令で規定された。 今後は、HACCPに沿った衛生管理を推進する別事業に組み替える。
<b>(拡充)</b>					食品衛生法改正により制度化された「HACCPに沿った衛生管理」の取組みの導入・定着を推進する事業を追加する。

次期計画基本施策(案)	
No	施策名 (所管)
1	東京都工コ農産物認証制度の推進 (産業労働局)
2	東京都GAP認証制度の推進 (産業労働局)
/	
3	HACCPに沿った衛生管理導入・定着の推進 (福祉保健局)

(新規)				近年、福祉等を目的とし、食事提供する形態が増加している。これらの形態は、法規制の対象外となる事例も多く、衛生管理水準の担保が懸念される。そのため、これらの提供主体が、食事を提供する際の衛生管理を向上する取組を支援する。またテイクアウト、出前等を新規に始める事業者支援を検討する。	4 多様化する食提供主体の衛生管理向上への取組の推進 (福祉保健局)
4	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。	平成9年度	食品衛生推進員制度 ・120名(特別区、八王子市及び町田市を除く)の食品衛生推進員の委嘱 ・食品衛生推進員会議の開催(各保健所及び市場衛生検査所において、それぞれ年2回開催) ・食品衛生推進員講習会の開催(2回/年)	5 食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)
5	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。	昭和25年度	食品衛生自治指導員委託事業 ・(約5,000名)の自治指導員が活動 ・夏期・歳末における事業者指導 ・食品事業者健康管理(検便等)事業の推進協力	6 食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)
6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図ります。また、マニュアルに基づく自主的品質・衛生管理を推進する。	平成16年度	安全・品質管理者の設置 ・中央卸売市場に約160名の安全・品質管理者を設置 ・安全・品質管理者会議等を開催し、食品衛生や関係法令に関する研修会を実施(会議1回/年、研修会1回/年 令和元年度実績) ・市場内業者に対し、品質・衛生管理マニュアルに基づく自主管理を推進(品質・衛生管理マニュアルに係る講習会:(22回/年)令和元年度実績)	7 卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)
7	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	生産者に対し、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元などの技術的な支援を行う。	昭和24年度	農業改良普及指導(巡回指導)事業 農作物の情報開示システムの確立 安全な農産物の生産確立 農薬の適正使用の徹底	8 農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)
8	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	事業者が食品技術センターの開放試験室の利用や、ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などを行い、食品安全確保のための技術水準の向上を図ります。	平成2年度	食品技術センター(技術支援)の運営	9 食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)
9	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局)	・輸入事業者講習会や健康食品取扱事業者講習会など、事業の内容に応じた講習会を開催し、コンプライアンスの向上や適正表示の推進、関係法令等の改正、違反事例など、事業者にとって有益な最新の情報を提供する。 ・各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、食中毒防止など適切な衛生管理を促進する。	①平成8年度 ②平成5年度 ③平成11年度 ④平成17年度 ⑤平成27年度	①健康食品取扱事業者講習会の開催(1回/年、約1,500名) ②輸入事業者講習会の開催 令和2年3月に輸入食品関係事業者衛生講習会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止(1回/年、約200名) ③食品衛生責任者実務講習会の開催(各保健所等で開催、約20,000名/年) ④適正表示推進者育成講習会の開催(3回/年、約1,500名) ⑤食品表示法講習会の開催(3回/年、約2,000名)	10 事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局)

施策の柱2 「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」に基づく施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
10	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜保健衛生所において、動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜の病気の検査及び調査を実施する。</li> <li>病害虫防除所において、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫の発生状況を把握する。</li> </ul>	①昭和25年度 ②昭和29年度	①家畜疾病等の病性鑑定 ・家畜伝染病等の家畜疾病の診断等(3,726件) ②病害虫の防除指導	安全な農畜産物の供給に向けた検査及び調査、指導を実施している。
11	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>腸管出血性大腸菌0157、サルモネラ等の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動、菌株の疫学的性状を調査・分析し、感染源の解明に活用する。</li> <li>特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。</li> </ul>	①昭和24年度 ②平成9年度	①食中毒対策事業 都内において、過去10年を平均すると、(約130件/年)、(患者数約1,800名/年)の食中毒が発生 ②腸管出血性大腸菌対策 無症状病原体保有者調査(約11,100件/年)や散発患者発生動向調査のための遺伝子検索(約310人/年)を実施  ※ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒発生割合の増加 ※寄生虫(アニサキス、クドア、サルコシスティス)による食中毒の発生	新たな種類の食中毒が発生した場合の対応も常に想定しておく必要があり、その基幹をなす事業である。
12	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的に実態調査を実施します。さらに、調査結果を必要に応じて都民へ情報提供するとともに、効果的な監視手法の検討などの施策への反映や、国への提案要求などに活用します。	①昭和45年度 ②昭和50年度	①先行調査 食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査(11テーマ/年) ②危害防止対策事業 安全性に関する調査と情報提供	食品等の安全確認等のための調査を引き続き実施していく。
13	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行います。  ○東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ○都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査 ○トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査	①平成元年度 ②昭和48年度 ③昭和48年度 ④平成10年度 ⑤平成11年度	①食品汚染調査事業(ダイオキシン類) ・東京湾産魚介類について、ダイオキシン類(38検体/年)の検査を実施 ・都内に流通する魚介類、ベビーフード等について、内分泌かく乱作用の疑われる化学物質(有機塩素系農薬、ビスフェノールA等)(300検体/年)の検査を実施 ②食品汚染調査事業(水銀等) 都内に流通する魚介類、牛乳、乳製品等について、水銀(480検体/年)、PCB(480検体/年)、TBT(240検体/年)、TPT(296検体/年)の検査を実施 ③食品汚染調査事業(カドミウム) 都内に流通する米穀について、カドミウム(180検体/年)の検査を実施 ④食品由来の化学物質等摂取量推計調査 都内で購入した食品について、マーケットバスケット方式により都民の食事を介した化学物質等の一日摂取量を調査 ⑤ダイオキシン類対策 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境中(大気、水質、土壌、地下水)のダイオキシンモニタリング	東京都化学物質保健対策分科会における都民の化学物質暴露量調査及び法令に基づく調査であるため、長期間のデータ収集を今後も継続して実施する。

次期計画基本施策(案)	
No	施策名 (所管)
11	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)
12	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)
13	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)
14	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)

14	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集します。	①昭和63年度 ②平成15年度	①輸入食品対策(海外情報の収集) 輸入食品の実態とその安全確保のための情報収集 ②食品安全情報評価委員会による情報収集 都民の健康に悪影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について、内外の文献情報や都民からの地域情報等を収集	食品安全に関する海外情報など、引き続き継続して収集する。	15	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)
15	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)	・食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民により構成される食品安全情報評価委員会が都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。	平成15年度	食品安全情報評価委員会の運営 収集した情報について分析・評価を行い、行政に具体的な提言を行う ・避難所生活における食中毒等の予防について(平成28年7月) ・大学生を対象とした鶏肉の生食等に関する実態調査(平成30年7月) ・いわゆる「低温調理」による食中毒の予防について(令和元年7月)	情報の評価と効果的な情報提供の必要性の観点から、今後も継続して実施する。	16	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)
16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置 勧告制度の活用 (福祉保健局)	・規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施します。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 ・調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。	平成16年度	知事の安全性調査が必要な事案はこれまで発生していない	食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて実施する。	17	食品安全条例に基づく安全性調査・措置 勧告制度の活用 (福祉保健局)
17	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び医薬品医療機器等法などの関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。	①平成15年度 ②昭和23年度 ③昭和23年度 ④昭和25年度	①農産物安全確保調査分析 ・残留農薬調査分析(302検体) ・ドリ系農薬の作物残留対策(75検体) ②農薬適正指導強化事業 ・農薬安全使用指導、総合的病虫害雑草管理(I P M)の推進 ③動物用医薬品取締指導事業 ・動物用医薬品の製造・製造販売業の許可等(74件) ・製造・製造販売の届出件数等(139件) ・国家検定件数(86ロット) ・販売業者許可・届出件数(305件) ・販売業者の立入件数(77件) ・医療機器販売業許可等(165件) ・医療機器販売業立入検査(27件) ④肥飼料検査及び指導 ・肥料取締法に基づく立入検査等 ・飼料安全法に基づく立入検査等	引き続き、生産資材の適正使用等について指導を実施する。	18	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)
18	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	・食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等のBSE(牛海綿状脳症)検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施する。 ・養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。	①平成12年度 ②昭和25年度 ③昭和25年度 ④昭和47年度 ⑤平成14年度	①養殖衛生管理体制整備事業 ②家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫事業 ・監視伝染病の検査(ブルセラ症、結核検査等) ・指定伝染性疾病防疫対策(牛白血病抗体調査等) ③家畜衛生技術指導事業 家畜衛生巡回指導(65戸/年) ④危機管理体制整備対策 家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策、地域防疫清浄化対策、動物由来感染症体制整備、畜産物中の残留抗生物質調査 ⑤危機管理体制整備対策(牛海綿状脳症対策) 死亡牛等検査体制円滑化推進、死亡牛・病傷牛BSE検査等、飼料適正使用推進	家畜衛生については、引き続き衛生的な飼育環境と健康的な家畜の生産を指導する。 豚熱は人へは感染しないが、農場内のすべての豚は淘汰されるため、飼育豚へのワクチン接種と野生イノシシへのワクチン散布により、感染防止に努める。	19	畜産物等の安全対策 (産業労働局)

19	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。</li> <li>・法令で定められた月齢を超える牛や起立不能牛等を対象としたBSE検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め特定危険部位の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。</li> <li>・衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和32年度</li> <li>②平成14年度</li> <li>③平成14年度</li> <li>④昭和11年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①と畜検査頭数 牛：約9万頭/年、豚：約19万頭/年</li> <li>②牛海綿状脳症対策事業 と畜処理される牛に対するスクリーニング検査の実施(73頭/令和元年度)</li> <li>③食肉市場におけるBSE対策 生産履歴の把握、特定危険部位の除去・焼却等</li> <li>④と畜中の汚染防止 HACCP方式による作業手順の徹底・衛生管理体制の整備</li> </ul>	健康牛については、法令でBSEの検査対象から除外されたため、「起立不能等の症状を有する牛」を対象とする旨、対象を修正する。 と畜場法改正に伴い、と畜作業にHACCP管理が求められることから、その旨を明記する。	20	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)
20	地域監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。</li> <li>・食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。</li> </ul>	昭和23年度	地域流通食品監視・検査 地域の保健所における都民に身近な施設を対象とした事業	地域的に流通する食品の監視を引き続き実施する。	21	地域監視 (福祉保健局)
21	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。</li> <li>・重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。</li> <li>・危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和29年度</li> <li>②昭和32年度</li> <li>③昭和45年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市場衛生検査所 市場内に流通する生鮮品・加工品を対象に監視指導や検査を実施</li> <li>②食肉衛生検査 と畜場法に基づき、食肉衛生検査所の検査員が牛、豚等について1頭毎に検査を行い食用の適否を判定。また輸入食肉や都外から移入された枝肉等について食品衛生法に基づく監視や検査を実施</li> <li>③広域流通食品監視・検査 広域的に流通する食品を製造する大規模製造業や食品流通の拠点である問屋等に対する監視指導を実施 令和元年度は、85,712件の監視指導を実施</li> </ul>	広域流通する食品の監視を引き続き実施する。	22	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)
22	輸入食品対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康安全研究センター内に設置されている輸入食品監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などについて監視指導を行う。</li> <li>・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」等を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。</li> </ul>	昭和63年度	輸入食品対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品輸入業等について、専門監視班が立入り、監視指導を行い、保管、取扱等を含めた安全確保を図る 令和元年度は、250件の監視指導を実施</li> <li>・輸入事業者を対象に、自主管理を支援するためのチェック表により、衛生管理状況を点検</li> </ul>	食品流通のグローバル化に対応するため、今後も監視体制を継続して実施する。	23	輸入食品対策 (福祉保健局)

23	「健康食品」対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康への悪影響を未然に防止する観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示、医薬品成分等の検査を実施する。また、インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図る。</li> <li>医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</li> <li>都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。</li> <li>医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。</li> <li>新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していく。</li> </ul>	昭和46年度	<b>健康食品対策事業</b> 健康食品試買調査(125品目/令和元年度) 健康食品に関する安全性情報の収集・解析	試買調査等により、表示の不備や医薬品成分等を含む有害な健康食品が毎年摘発されているため、今後も継続して実施する。 また、機能性表示食品についても引き続き対応する。 指定成分等含有食品について新たに食品衛生法に規定が設けられたことから、適切に対応していく。	24	「健康食品」対策 (福祉保健局)
24	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。</li> <li>都民及び事業者に制度の周知を図る。</li> </ul>	平成16年度	<b>自主回収報告制度</b> 制度に基づく回収情報の公表(79件/令和元年度)	自主回収報告制度が法定化されるが、食品等のリコール情報は消費者にとって重要な情報であることから、法定化後も適切に運用する。	25	食品等のリコール情報の報告制度の運用 (福祉保健局)
25	法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 ・食品表示法の施行に伴う栄養成分表示の義務化等の新しい表示基準について、周知を図る。 【食品表示に関連する主な法令】 食品表示法、健康増進法、景品表示法、計量法、米トレーサビリティ法、消費生活条例等	①昭和52年度 ②昭和47年度	① <b>表示等適正化事業</b> 食品表示法等に基づく立入検査及び任意調査、DNA鑑定等の科学的検証、東京都食品表示相談ダイヤルの設置(9,133件/令和元年度) ② <b>景品表示適正化事業</b> 景品表示法等に基づく調査指導	引き続き、適正表示を推進するとともに、経過措置期間が満了した表示基準や今後見直される表示基準に速やかに対応できるよう相談・監視体制を充実させていく。	26	新たな表示制度による適正表示の推進 (福祉保健局、生活文化局)
26	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、消費者の視点から、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。</li> <li>調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導することにより、都民との協働による適正表示の推進を図る。</li> </ul>	平成14年度	<b>消費生活調査員調査</b> 都民500名を消費生活調査員として委嘱し、市場ルールの遵守状況の調査や市場監視を実施 品質表示調査200名、表示・広告調査200名、計量調査100名の規模で実施	消費者の視点から、都民との協働により適正表示推進を図る。	27	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)
27	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長(福祉保健局健康安全部長)が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討します。	平成15年度	重要でかつ全庁的な対応が必要な場合、その都度開催	各局連携強化の観点からも必要に応じて実施していく。	28	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局)
28	食品安全に関する健康危機管理体制の整備 (各局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。</li> <li>保健所の食品衛生監視員を中心に大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。</li> </ul>	—	毎年度、食品衛生監視員に対し食中毒発生時の対応研修を行うとともに、保健所を中心として大規模食中毒を想定したWEB会議等を取り入れた訓練を実施し対応能力の向上を図る また、平成29年度以降は、東京2020大会を見据え、関係省庁等と連携した危機管理訓練を実施し、対応能力の向上を図る	緊急時を想定した訓練は今後も継続する。	29	食品安全に関する健康危機管理体制の充実 (各局)
29	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応します。	平成16年度	<b>卸売市場内における食品危機管理事業</b> 人の健康を損なう恐れがある食品等に関する情報が入った場合には、安全・品質管理者へ通知し、必要に応じて当該食品の入荷状況等を調査するなど、市場内への不良食品の搬入防止を図る。(通知(27回/年)令和元年度実績)	不良食品の都内流通を防ぐため、今後も継続する。	30	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)

施策の柱3 「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資料、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者へ提供する。	①ー ②昭和42年度	①食品安全に関する情報提供 ホームページ「食品衛生の窓」やメールマガジン、パンフレット、リーフレットを使用し都民・事業者へ情報提供 ②情報提供及び被害防止啓発事業 ・消費生活情報誌「東京暮らしねっと」の発行(各8万部/年6回) ・ホームページ「東京暮らしWEB」の運営等	ホームページや普及啓発資料を通じ情報提供を継続して実施する。
31	食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信 (各局)	都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する正確な認識と理解に向け、食品安全情報を世界に向けて発信する。	平成23年度	①放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供 検査結果を定期的にホームページに掲載し、情報提供を実施(令和元年度実績:都内産農畜水産物:111検体、都内流通食品:1,200検体、芝浦と場でと畜した肉:86,157検体) ②食品安全情報の世界への発信 ホームページ「食品衛生の窓」の消費者向け情報等を英語化し、外国人向けに情報発信	①放射性物質に限定せず、都の取組みを情報提供するNO.30と統合する。 ②海外に向けた都の取組みの発信から、訪都・在都外国人への情報発信に組み替える。
<b>(新規)</b>					東京都を訪れる外国人や都内在住の外国人(従事者を含む)に食品安全に関する情報を発信する事業を追加する。
32	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の中で、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。	①平成15年度 ②平成19年度 ③平成27年度	①食の安全都民フォーラムの開催(1回/年) ②食の安全調査隊活動(1回/年) ③食の安全都民講座(5回/年)	関係者が様々な機会を通じ、それぞれの考え方や取組について、情報や意見交換を行う事業として継続して実施する。
33	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局、各局)	・食品を取り扱う事業者に対してアレルギー管理についての技術指導を行う。 ・アレルギー物質に係る検査体制を整備し、アレルギー表示等の適正化を図る。 ・学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係者向けの研修の実施や、関係各局が連携して、基礎的な知識の普及などを行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。	①平成13年度 ②平成13年度 ③ i)平成19年度 ii)平成29年度	①食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導 ・製造・調理施設等への監視指導 ②アレルギー表示の適正化 ・食物アレルギーに関するリーフレットにより飲食店を支援 ③学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成 i)保育所等における相談実務研修の実施(3回:令和元年度実績) ii)施設設置者等を対象としたリーダー養成研修等を開催(2回:令和元年実績)	アレルギー罹患者が増加傾向であるため、引き続き総合的な対策を推進する。
34	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局 他)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。	平成15年度	食育推進団体への支援 生産体験・地産地消給食導入の推進 食育推進のための普及啓発・食育フェアの開催(1回/年) ※東京都食育推進計画の改正(平成28年)	引き続き、食の安全・安心に関して、自治体や団体が地域で行う食育活動を支援する。なお、東京都食育推進計画の改正を行う(令和3年度・計画期間5年)
35	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に関する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。	平成21年度	消費者教育事業 ・啓発講座、食育講座等の開催 ・消費者教育教材の作成	消費者教育事業として、今後も継続して実施する。

次期計画基本施策(案)	
No	施策名 (所管)
31	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)
32	訪都・在都外国人への情報発信 (各局)
33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)
34	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局、各局)
35	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局 他)
36	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)

36	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全審議会や消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会、食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。</li> <li>・審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。</li> </ul>	①昭和28年度 ②昭和36年度	①食品安全審議会の運営 ②消費生活対策審議会の運営	各種審議会を通じて、都民・事業者の意見を施策に反映するため、今後も継続して実施する。
37	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。</li> <li>・全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。</li> </ul>	①昭和50年度 ②ー	①消費生活調査(都民の申出) ・消費生活条例第8条に基づく申出に対する調査及び措置 ②各種施策に対するパブリックコメントの実施 ・食品衛生監視指導計画(1回/年)	①消費生活条例に基づく制度であり、今後も継続して実施する。 ②パブリックコメント等を実施し、関係者の意見を聞くことは重要であることから、今後も継続して実施する。
38	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し調査を実施する。 ・調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。	①②ー	①福祉保健局(特別区、八王子市及び町田市を除く。)における食品に関する苦情処理件数は、1,424件(平成30年度実績) ②消費生活総合センターの食品に関する相談件数は1,934件(令和元年度実績)	引き続き連携を図りながら実施する。

37	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)
38	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)
39	相談等への適切な対応 (各局)



施策の基盤「安全を確保する施策の基盤づくり」に基づく基本施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
39	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの技術に関する試験研究や残留農薬低減技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。	①平成2年度 ②平成16年度	①食品技術センター(試験研究) ・食品加工分野の技術に関する試験研究 ②農林総合研究センターによる試験研究 ・病害虫総合管理技術の開発 ・農作物の安全性確保技術の開発	引き続き、食品加工技術や栽培技術等に関する試験研究を継続して行う。
40	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	・検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 ・試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保します。	①昭和63年度 ②平成20年度	①毎年度、新たな物質について検査法の実施 ・指定外添加物：(2物質/年) ・農薬：(3物質/年) ・動物用医薬品：(1物質/年) ②国からの委託事業として、食品及び加工食品に残留する農薬等成分の試験法を開発	引き続き、検査法の実施や改良を実施していく。
41	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒の原因となる微生物等の性状や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて食品の安全確保施策へ反映させる。	昭和24年度	健康安全研究センターにおける調査研究業務	食品の安全を確保する根幹の事業のため継続する。
42	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。	昭和52年度	派遣研修 ・国立保健医療科学院、全国食品衛生監視員研修会への派遣 研修の主催 ・都区市食品衛生監視員を対象とした監視指導実務研修(7回/年)や食品技術講習会(3回/年)、食品衛生法改正(HACCPに沿った衛生管理等)に関する講習会(5回/年)を実施	食品を取り巻く環境の変化に対応するため、食品安全に係わる人材育成を継続的に実施する。 特に、HACCPに沿った衛生管理等の制度改正を円滑に対応するための人材を育成する。
43	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	・全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場食品衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 ・違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。	①－ ②令和元年度	①首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会の開催(1回/年)及び食中毒プレス情報等の共有 ②関東信越厚生局主催広域連携協議会に参加(3回/令和元年度)	食品衛生法に広域連携協議会に係る規定が設けられたことから、規定を修正する。
44	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進める。	－	都区保健衛生連絡協議会の開催 八王子市や町田市との協議	都区市における食品衛生行政の一体性を確保するために、継続的に実施する。
45	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。	－	都道府県等消費者行政担当課長会議等への参加 都・区市町村消費生活行政担当課長会の開催 都・区消費生活センター所長会の開催 都・市町村消費生活センター所長会の開催	今後も継続して実施する。
46	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	・食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 ・食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。	①平成20年度 ②－	①東京都食品表示監視協議会の開催 ②毎年度国への提案要求を実施	食品表示法の施行などの制度改正を踏まえて、国等との連携や国への提案要求を実施する。

次期計画基本施策(案)	
No	施策名 (所管)
40	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)
41	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)
42	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)
43	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)
44	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)
45	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)
46	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)
47	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)